

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

２０２１年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じた。２０２２年に開かれた第１回締約国会議、２０２３年の第２回締約国会議は、核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけている。核兵器禁止条約は、国際法としての実効性・規範力を高めている。

第２回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め３５か国がオブザーバー参加をした。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、２回連続で参加を見送った。

第２回締約国会議は、被害者援助、環境修復、国際協力と援助に関する第６条と第７条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認された。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要である。

第３回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから８０年となる２０２５年３月に予定されている。唯一の戦争被爆国である日本の政府として、核の傘にいるドイツがオブザーバー参加している内容及び影響をしっかりと精査の上、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーで参加することの是非を検討し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求める。

上記のとおり、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年１２月２５日

大崎市議会議長 後 藤 錦 信

内 閣 総 理 大 臣	}	殿
外 務 大 臣		
衆 議 院 議 長		
参 議 院 議 長		